

写

監 第 3 3 号

令和7年11月12日

琴浦町長 福本 まり子 様

琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様

琴浦町監査委員 稲 田 裕 司

琴浦町監査委員 田 中 肇

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

随時監査結果報告書

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

2 監査の対象

- （１）大平高志（琴浦町大字赤碕）が令和 7 年 4 月 1 4 日に琴浦町情報公開条例第 6 条の規定により開示請求した公文書に起因する関連事務
- （２）人事管理に関する事務

3 監査実施日 令和 7 年 7 月 2 9 日（火）、8 月 2 0 日（水）の 2 日間

4 監査の範囲 総務課（監査対象の所管課が管理する関係書類）

5 監査の内容

上記、監査対象の（１）について令和 7 年 4 月 1 4 日付け「議会事務局員の辞令書（起案書含む）決裁日が分かる」文書の開示請求があり、令和 7 年 4 月 2 8 日付けで部分開示決定通知が行われた。

開示請求以後、請求者が本件に関連し請求等を行った文書と、これに対する町の回答等の文書について内容を確認し、辞令交付等の人事管理に関する事務が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、総務課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長他から説明を受けた後、聴き取りを行った。

6 監査を実施した監査委員

琴浦町代表監査委員	稲田 裕司
琴浦町監査委員	田中 肇

7 監査の結果（事実確認）

（１）令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動の起案書について

令和 7 年 3 月 2 7 日付け起案、4 月 1 日施行とする起案書は辞令交付対象者と辞令交付式の期日場所を記載、辞令原簿を添付し回議決裁した。

起案書中、職員の任免権限を持つ任命権者の決裁印は教育委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局欄で確認した。

しかし、議会事務局欄については決裁印が無く、任命権者である議長が未決裁の状態で福本町長が人事異動を発令した。

なお、議長の決裁は 4 月 1 1 日に総務課職員が議長に対し、決裁印を求めたので

行った。

(2) 辞令交付式について

令和7年4月1日付けの人事異動は、辞令交付式において正規職員のうち新規採用者に辞令書（採用辞令）を交付、他の職員は口頭辞令とした。

福本町長が行った口頭辞令の対象は、新たに管理職に昇任する職員のみに行われ、閉式後、他の職員に対しては所属長が口頭辞令を行った。

また、会計年度任用職員には所属長が任命権者名を記した辞令書を交付した。

(3) 令和7年4月16日付けの公開質問状とその回答について

大平高志（琴浦町議会議員）が令和7年4月16日付けで提出した「福本町長への公開質問状」に対し、福本町長は令和7年4月30日付けで「公開質問状について（回答）」に回答した。（以下、一部抜粋）

■質問状

①令和7年4月1日付けの人事異動について、町長が議会事務局長の人事を任命権者である議長が未決裁の状態で人事異動を発令し、その後、4月11日に総務課が決裁印を求めたことについて。

②同人事異動について、議会事務局長への口頭辞令を任命権限のない町長が行ったことについて。

■回 答

①地方自治法第172条「地方公共団体に職員を置くこと並びに普通地方公共団体の長がこれを任免する」とあり、町職員の根本的任免権限は町長に属すると理解している。

内示書面を通じ各任命権者の意思は確認されている。

4月1日付け辞令はこの確認に基づいて行われており、有効と考える。

②辞令内容は各任命者間の意思確認に基づくものであり、内示により事前周知された上で4月1日午前0時の時点で法的有効性が発揮されていると考える。

(4) 令和7年4月16日付けの公開質問状の再質問とその回答について

大平高志（琴浦町議会議員）が令和7年5月1日付けで提出した「公開質問状（再）」に対する、福本町長の令和7年5月15日付け「公開質問状（再）について（回答）」の回答について。

■回 答

①人事異動に関し、議長が令和7年3月31日までに決裁した押印文書は町長

部局には存在しない。

②あらかじめ各任命権者間で4月1日付け人事異動について事前に協議・調整なされ、3月24日に町長を始めとした全任命権者の意思に基づく異動内示が全庁舎（全任命権者含む）に伝達された。

③地方自治法第138条に基づき議長に議会事務局職員の任命権があると理解している。

（５）小松前琴浦町長による辞令交付事務の見直しについて

平成30年4月1日の辞令交付式までは、辞令原簿に基づく任命権者の「辞令書」を対象者に交付していた。

しかし小松前琴浦町長は平成31年4月1日付けの人事異動より、事務の見直しを行った。

具体的には、新規採用者及び退職者に辞令書を交付し、他の職員への辞令書の交付は廃止。

また管理職の昇任については辞令交付式にて町長の口頭辞令、他の職員に対しては交付式後に所属長からの口頭辞令に変更した。

ところが、この事務の見直しに関する手続きにおいて、平成31年3月28日付け「起案書」を確認すると、起案者・係長・総務課長・副町長・町長（任命権者）の欄にはそれぞれ押印を確認したが、小松前町長を除く他の任命権者による承認・決裁がなされていない（承認・決裁印が無い）。

なお、本町において職員の任免権を有する「任命権者」とは、「執行機関（地方自治法172条）」では町長・教育委員会・農業委員会・代表監査委員等、「議会（地方自治法138条）」においては議長である。

（６）事務引継書について

総務課の事務引継書（作成、保存が地方自治法で規定）には、総務課の人事関係に関する書類帳簿に辞令書交付について次の記載（一部抜粋）があるが、具体的に関係法令及び適用条文についての記載や説明は記述されていない。

・辞令交付留意事項

平成31年度から辞令書の交付は①新規採用②退職（再任用退職含む）のみ、その他の辞令については所属長からの口頭辞令とする。

管理職の昇任辞令は、辞令交付式にて町長から口頭辞令。

8 結 論

(1) 令和7年4月1日付けの人事異動について

議会事務局職員の人事異動について、任命権限の無い町長が口頭辞令を行った。

このことは令和7年3月27日付け起案、4月1日施行した人事異動に関する起案書において議長の決裁印が無いことで確認した。

なお、同様に決裁印のない事例は令和4年4月1日付けの人事異動でも確認した。

(2) 平成31年4月1日付けの小松前琴浦町長による辞令交付事務の見直しについて

人事異動における従来の辞令書交付から口頭辞令への変更は、平成31年3月28日付け「起案書」で小松前町長（任命権者）が承認・決裁しているが、議会の議長など他の任命権者はこれを承認・決裁していない。

このため次の2項目が誤って行われている。

①議会事務局長など町長所管外の管理職に対する町長の口頭辞令。

②任命権者ではない所属長による一般職に対する口頭辞令。

(3) 「福本町長への公開質問状」について

大平高志（琴浦町議会議員）は令和7年4月16日付けで提出した「福本町長への公開質問状」において①町長が議会事務局長の人事を任命権者である議長が未決裁の状態で人事異動を発令した。②同人事異動について、議会事務局長への口頭辞令を任命権限のない町長が行ったことについて指摘した。

このことに対して、福本町長は令和7年4月30日付け「公開質問状について（回答）」において①内示書面を通じ各任命権者の意思は確認されている②4月1日付け辞令はこの確認に基づいて行われており、有効と考える、と回答した。

しかし、琴浦町事務決裁規則第2条では「決裁とは事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう」と規定している。

それにもかかわらず、議会事務局長の人事について任命権者である議長が「未決裁」の状態となっているのは、「意思決定」がされていないことである。

よって、町長が回答している、①「内示書面を通じ各任命権者の意思は確認されている」②「4月1日辞令は有効と考える」とはいえない。

また、内示書面の任命権者による決裁書等の存在については確認できない。

9 意 見

監査の結果については、以下に記述したとおり、是正並びに検討すべき事象が見られたので、適切に対応されたい。

（１）人事に関する法令順守

地方公共団体の長である町長には地方自治法第１４８条の規定により当該団体の事務を管理し執行する権限があります。

執行部は人事権限もこの範疇にあると曲解し、事務手続きに必要な任命権者の決裁を軽視していると思われます。

しかし、地方公務員法第６条は任命権者について、職員の任命や人事評価等の人事権限を有する者で町長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会等々と規定しており、町長のみの権限で無いことは明白である。

よって関係法令に基づき、事務を是正し適正化を図っていただきたい。

なお、部局の異なる任命権者に対しては人事異動に関し事前に協議や調整があるべきであり、同時に任命権者による決裁処理を行わなければならない。

これは町長以外の任命権者の権限を尊重する行為であり、実務上留意すべきことである。

（２）「辞令」の在り方

辞令とは、公務員の身分、職その他の異動につき、その旨を記入し当人に交付する文書であり、人事院規則では「人事異動通知書」が交付される。

本町の場合、人事異動の起案書には「辞令原簿」が添付され、発令者（任命権者）と発令年月日、各職員の氏名、職務、発令内容が記載されており、本原簿を基に辞令書が交付される。

辞令交付の方法に特別な定めはなく、辞令書の交付に替えて口頭辞令にする自治体もあると町長（総務課）は説明した。

しかし口頭で行う場合、その内容を後日客観的に確認できないなど辞令の安定性が損なわれる危険性がある。

よって口頭辞令ではなく、辞令内容を確認できる辞令書の交付に戻すべきである。

（３）その他

上記の（１）人事に関する法令順守について、重複するが敢えて、追記する。

今回、人事異動の事務について監査を行ったが、任命権者の権限である職員の人事評価の事務についても、同様に承認・決裁の無い不適切な事務が行われていた。

今後は、任命権者が行わなければならない承認・決裁等の処理については、法令に則して漏れの無いよう確実に実施出来るように努められたい。